

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終ります。

○九番(竹田政勝君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十二号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま竹田政勝君から、本案は原案とお可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。

よつて議案第三十二号は

原案とお可決されました。

○議長(岩田 博君)

日程第六 議案第三十三号 非常勤の特別職の職員、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 上野重勝君 登壇)

○総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第三十三号非

常勤の特別職の職員、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

本案は、ただいま議決をいただきました福生市特別土地保有税審議会の設置に伴いまして、その審議会の委員の報酬の額を定めようとするものでございまして、条例中、列表その一つうち、農地課税審議会委員の次に特別土地保有税審議会委員、日額五千五百円、議員は二分の一を加えようとするものでございます。なお、この予算については、現予算の中で繰りかえ運用をする予定でございます。

以上簡単でございしますが、提案理由の説明といたします。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

以上で質疑を終ります。

○九番(竹田政勝君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十三号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

お諮りいたします。

ただいま竹田政勝君から、本案は原案のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

御異議なしと認めます。

よって議案第三十三号は原

案どおり可決いたしました。

○議長(岩田 博君)

日程第七報告第一号専決処分承認を求めることにつ

いて(福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 浅見裕康君登壇)

○企画財政部長(浅見裕康君)

御指名をいただきまして、

報告第一号専決処

分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

本案は福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分をいたしましたものでございまして、本件につきましては、全員協議会にその概要を説明してあるわけでございますけれども、重複するところもあると思ひますけれども、御説明を申し上げたいと思ひます。

改正前の条例は、資本金等が一億円を超えまして従業員が百人を超える

法人につきまして、一率年八万円の法人市民税均等割りを課すと規定しておいたわけでございますけれども、これを資本金等が一億円を超える法人に對しましては、なお負担増を求める余地があるというふうなことで、法律改正に準じまして本条例を改正いたしましたして、増収措置を講じようとするものでございます。なお

増収となります予定額は初年度と平年度に分かれるわけでございます。と申しますのは、暦年でこの課税の基準が決まっております関係で、三月決算におけるものは旧条例、四月一日以降は新条例適用ということになりまして、五十

三年におきましては約百三十八万円程度が増収になる予定でございます。平年度におきましては二百六十万円程度が増収になる予定でございます。

それでは条例の内容につきまして御説明申し上げます。

これは先ほど申しましたように、一、率年八万円の均等割りが課せられるというもののうち、十億円を超える資本金等がある会社等につきまして三区分をいたしました関係でございます。最初が資本金額等が五十億円を超えまして、その従業者数の合計が百人を超えるものにつきましては、年額八十万円というふうに均等割り額を改めようとするものでございます。福生市の場合、これの対象はまだございません。次に資本金等が十億円を超えまして五十億円以下である法人で、従業者数の合計が百人を超えるものにつきましては、年額四十万円の均等割りを課すということで、初年度で一件、平年度で二件に相当する予定でございます。三番目が資本金の額が十億円を超える法人で、従業者数が百人以下であるもの、あるいは一億円を超え十億円以下である法人で、従業者数の合計が百人を超えるものにつきましては、従来通りの金額になっておりますが八万円、これも初年度で十九件、平年度で三十六件でございます。

ます。これが約百六十万円程度の増収に相当するかと思います。四番目、五番目につきましては、現行制度の規定がそのまままだ入っております。十億円以下で百人以下であるもの、それと一千万円を超え一億円以下である法人というようなことで、従来規定と同じでございます。五号がそれ以外の法人の場合でございます。実質的には一千万円以下になると思っております。

附則は一条におきまして、施行期日を五十三年四月一日からにするということでございます。二条が法人の市民税に關係いたします改正に伴います経過規定でございます。一項がいわゆる別表でございます。三十一條二項と申しますのは別表のことでございますが、これが施行日以後に終了する事業年度、又は同条三項課税標準の算定期間を二にわたっておりますが、この期間にかかります法人の市民税につきまして、五十三年四月から適用するということでございます。それ以前のものにつきましては、従前の法人税の別表の率によつて課税するということでございます。二項が中間申告が法人の場合でございます。その關係の規定でございます。提出期限が施行日前であるものにおいては、第一項の規定にかかわらず従前の例によつて徴収するというような規定でございます。

以上雜駁ございましたが、報告第一号につきましての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議をいただきまして、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

(応答なし)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第一号の専決処分については、原案と
おり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって報告第一号は原案とお

り承認することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第八 報告第二号 専決処分の承認を求めるこ

とについて(昭和五十二年度福生市一般会計補正予算(第七号))を議題といた
します。

本件について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 浅見裕康君登壇)

○企画財政部長(浅見裕康君) 御指名をいただきまして、報告第二号専決
処分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

本件は昭和五十二年度の福生市一般会計補正予算第七号を専決した
ものでございまして、これにつきまして内容の御説明を申し上げます。

本件は繰越明許の設定を行、たわけでございます。その内容といたしまし
ては、御案内のとおり、西地区の污水管排水路事業が現在施行されてお
ります。これは防衛施設庁の補助金を受けまして、市役所の横から南新
道を経まして、青梅線を横断して東口の五十番の角まで、延長約八百十
メートルにわたって施行しているものでございますが、当初設計の時点から事
業を施行した段階におきまして、地下埋設物等が非常に多かつたというよう
なこと等の原因によりまして、この現場における工期というものが非常に

くれたというようなことで、一応年度内にその支出を終わらない見込みとなつたために、今回地方自治法の規定によりまして、繰越明許を設定いたしました。措置しようとするものでございます。

ニページ目の繰越明許の補正がございます。土木費の都市計画費の中で、西地区汚水管排水路事業として一億三千七百三十万円を繰り越ししようとするものでございます。

以上非常に雑駁でございましたが、報告第二号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。
○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第二号の専決処分については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって報告第二号は原案

とおり承認することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第九 報告第三号 専決処分の承認を要求すること

について(昭和五十二年度福生市下水道事業会計補正予算(第五号))を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 斉藤多市君 登壇)

○建設部長(斉藤多市君) 御指名によりまして、報告第三号 昭和五十二年度福生市下水道事業会計補正予算(第五号)につきまして御説明申し上げます。

この補正予算は、地方自治法第二百十三条第一項の規定により、繰越明許の設定を行ったものでございます。

その内容について御説明を申し上げますと、昭和五十二年の下水道事業

会計の公共下水道管渠工事費六億八千六百万のうち、拝島駅付近の西部開発に伴う管渠工事について、駅前広場に伴うつけかえ道路等の決定がおくれた理由によりまして、五十二年度中に完了することか不可能となりまして、工事費四千二百万を翌年度に繰り越して使用したいわけでございます。

以上大変難解な説明でございましたが、報告第三号につきまして、地方自治法第七十九条第一項の規定により、御承認を賜りますようお願いいたします。

議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第三号の専決処分については、原案とあり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって報告第三号は原

案のとおり承認することに決定いたしました。

議長(岩田 博君) 日程第十 議案第三十四号 元号法制化に関する決議

を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(二十二番 末次性男君 登壇)

(二十二番(末次性男君) ただいま議題となっております 元号法制化に関する決議に対して、提案理由の説明を申し上げます。

わが国は昭和二十年八月、戦争終結と同時に連合軍の占領政策下におかれる事態となり、これのため、わが国の旧弊陋習は取り除かれた点もあったかと思いますが、反面、長い歴史を通じて培われてきたすぐれた伝統が失われ、あるいは失われつつありますことはまことに遺憾であります。又戦前のものがすべて悪であると思つて、信ずる人のいることも事実であり、わが国の現状、将来を思うとき、憂慮にたえないものがあります。

現在使われている元号は、いまから一千三百三十余年の昔に始まり、それより約五十年の中断はありましたが、それ以来一千三百有余年の長きにわたり、わが国の伝統を受け継いできた尊い遺産であります。これを後世に伝えることは、私たちに課せられた重要な務めであると信ずるものであります。

私は本案賛成の諸君とともに、本決議を政府並びに関係機関に提出すべく提案した次第でございます。

議員各位におかれましては、よろしく本趣旨に御賛同をいただき、原案どおり御可決くださることをお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

討論へ通告がおりますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言と願います。

二番 松山 清君。

(二番 松山 清君 登壇)

○二番(松山 清君) 議案第三十四号 元号法制化に関する決議について反対討論をいたします。

本議案に対しての反対をする理由といたしましては、この議案が提出される元となりまして、陳情第一号 元号法制化に関する陳情書の三月十日の本会議においての反対討論で私の基本的な考えを述べておりますが、この場においてもう一度述べさせていただきます。

この元号を存続させようとの論議が開始されましたのは昭和五十年の七月で、このとき元号制度を検討するため、公式制度連絡調査会議が開かれました。そして翌年、三木内閣のとき、昭和以後の元号存続の方針を打ち出しました。五十二年に入って、福田内閣が法制化による元号存続もあり得るとして、十月には自民党政調内閣部会は、元号制度は速やかに法制化すべきとの方針を決定し、内閣告示でこれを存続しようとしておりました。この元号存続基本大綱の内容は、一といたしまして、天皇の皇位継承があった場合に改元し、一生の間これを改めないということ、二つ目として、改元に当たっては、内閣が新

しく元号を決めるといったことであります。

こうした動きに対して、天皇

中心の歴史意識が無意識的につくられていくことを憂慮する歴史学会で、元号制度の存続に反対する声明を四千名近い賛同のもとで発表しております。政府は世論へのため、元号制度はあった方がよいかという総理府調査を行ってまいりましたが、現在法的根拠のない元号を存続させるために、内閣告示では国民への拘束力がないから、法制化が必要とまで言っておりません。

この存続論の問題といたしまして、一つ、終戦後の一九四七年、昭和二十二年皇室典範は国会の議決によって改正され、元号条項は削除され、元号は法的根拠を喪失しました。そこを又持ち出してくることは、再び天皇を中心とした歴史意識が国民の中に無意識的につくられることにつながりはいらないかというものであります。二つには、日本は日本らしくと言って、元号は日本の伝統文化だ。たとえば元祿文化、大正デモクラシーなど、歴史用語もなくなるかのように主張する意見もあるようですが、これはためにする議論で、これまで習慣として使われてきた元号用語は、各人の自由にまかせます。このような言葉は今後も長く使用されることは明らかであると思っております。三つ目といたしまして、法制

化してまで通させようという姿勢は時代逆行적입니다。

福田首相の教育勅語

肯定発言や、昨年の新指導要領による君が代国歌化など、一連の時代逆行的な動きと一体のものとして考えるものであり、いま存続は必要ないという意見であります。

政府がずっと西歴を使えば、それがより便利になるし、現在まで使おうとしないから昭和の元号が残っているだけだろうと思っております。国民の素朴な感情を取り上げるように見せかけ、その実隠された反動的、又歴史の逆行を試みる動きに対して、私は反対するものであります。

以上簡単であります。反対討論といたします。

○議長(岩田 博君) 賛成者 二十四番塩野鉄之助君。

(二十四番塩野鉄之助君 登壇)

○二十四番(塩野鉄之助君) 議案第三十四号 元号法制化に関する決議に対して賛成の立場から討論を行います。

そもそもこの元号は、わが国ではすでに一千三百余年前の孝徳天皇すなわち大化の改新の折、大化と号したのが最初だと言われております。明治以降は天皇一生一元として今日に至っているわけであり、ひるがえって、私ども

日常生活を見ますれば、この世に生を受け、その日から又天性を全うし、この世を去るまでの間にいかほどこの元号に接するかはかり知れません。反対を唱える御本人も、現実には昭和何年と使われていることを思えば、おのずとおわかりいただけるものではないでしょうか。長い年代の慣例として使われてきたこの元号を、この際法律上も明確に位置づけ、日本の伝統を後世に継承していくことは、私どもに課せられた責務であります。

本決議案には賛成するものであります。(拍手)

○議長(岩田 博君) 以上で討論を終わります。

これより議案第三十四号については、起立により採決いたします。

本案について原案とおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岩田 博君) 起立多数であります。よって議案第三十四号は原案

とおり可決されました。

○議長(岩田 博君) 日程第十一 陳情第二号 都内二十三区水道指定工事店

進出反対に関する陳情書を議題といたします。

事務局長をして陳情書を朗読いたさせます。

(古谷議会事務局長 朗読) 別添参照

○議長(岩田 博君) 本陳情書について御意見等がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で意見を終わります。

陳情第二号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま建設委員会に付託いたしました陳情第二号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって陳情第二号は閉会

中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。

これをもって昭和五十三年第三回福生市議会臨時会を閉会いたします。
午後一時三十三分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長 岩田 博

議員 指田 保雄

議員 宇佐 善良

議員 豊井 茂次

⑤

福総庶務第六十二号

昭和五十三年四月十日

福生市長 石 川 常太郎 ④

福生市議会議長

岩 田 博 殿

昭和五十三年第三回福生市議会臨時会の招集について

昭和五十三年四月十日付け、福生市告示第十八号(別紙参照)をもつて、昭和五十三年第三回福生市議会臨時会を招集したので通知します。